



- I. 一連の品質・データ偽装問題について
- II. 情報伝達・取引推奨規制の摘発事例と、インサイダー取引まがいの行為
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
2月号

I. 一連の品質・データ偽装問題について

執筆者: 木目田 裕

製品等の品質・データ偽装問題は、未だ収束の兆しを見せていません。

品質・データ偽装問題については、「日本企業の物作りの力が最近になって落ちたためである」、「失われた 20 年を経て企業に余裕がなくなってきたためである」等の指摘も散見されます。しかし、私は、そうは思いません。大半の事案において、「かなり昔から代々行われてきた」、「いつから始まったか分からない」とされているとおり、むしろ、この品質・データ偽装問題は、昔から行われ、現場にずっと伏在していた問題であると考えます。最近のコンプライアンス意識の浸透、内部通報制度の普及や役職員のスピークアップへの心理的抵抗感の減退等によって、また、著名な大企業で相次いで明らかになっていることもあって、「うちの会社でも」ということで、各社において、長く現場に伏在していた問題が表面化しているのだと思います。

その意味では、一連の品質・データ偽装問題は、見方を考えれば、日本企業におけるコンプライアンスの浸透・発展の証左であり、宿痾を取り除くことで、現場の真の力を更に一層高めていくための契機にできると考えます。従って、品質・データ偽装問題があれば、それを嘆くよりは、現場の更なる発展・高度化の好機と捉えて、積極的に、かつ、堂々と、原因解明や再発防止などの問題に取り組んでいけばよいと考える次第です。

ともあれ、この品質・データ偽装問題への関心が高まる一方であるため、私は、一昨年来、企業等で、この問題の発生原因や再発防止策について講演を依頼されることが少なくありません。

下記のパワーポイントは、私が企業等で講演を行う際にレジュメで使っているものの抜粋です。

私なりに、各社の事案に共通する原因や、再発防止策の着眼点について取りまとめたものですので、ご参考にして頂ければ、と思います。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

近時の一連の品質偽装問題に共通すること

<p>【会社ないし従業員の言い分】</p> <p>○「製品の安全性・品質に問題ない。自社で出荷基準として定めていた数値が過剰だっただけ。これまでも不合格品でお客様からクレームや事故等はなかった。それなのに不合格にすると、必要な数量の出荷が遅れることになって、お客様にかえって迷惑をかける」</p> <p>○「出荷遅れで採算悪化するのを回避したい」</p> <p>○「先輩も上司もやってきたこと。なぜ今になってダメだと言われるのか分からない。自分だけが良い子になることもできない。」</p>	<p>➢ 問題ないなら、客先に説明すればよかつたはず</p> <p>➢ 品質偽装の発覚で、出荷停止、客先での製品の再検査・エンドユーザー向け説明、客先製品のイメージ悪化など、結局、客先に大きな迷惑をかけた</p> <p>➢ 自社出荷基準が過剰ならば、客先と相談して変更すればよかつた。単に手抜きをただけではないか</p> <p>➢ 自社出荷基準が定められた理由・経緯を検討したのか？</p>	<p>【対策】</p> <p>○ 過剰な出荷基準の是正</p> <p>○ 過度の収益目標の是正</p> <p>○ 受注管理プロセスの是正</p> <p>○ 1人に依存せず、複数チェック</p> <p>○ 検査データ等のマニュアル処理の排除</p> <p>○ 意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客目線で考える＝真の意味の「客先のため」 ・ 外部に胸を張って明らかにできないことは、間違っている ・ 真の意味の「会社のため」とは、問題があれば声を上げること ・ 前任者からの引継ぎの時こそが大事 ・ 品質不正の相次ぐ発生 → 社会の動きと自分の仕事を結び付ける
---	---	--

近時の一連の品質偽装問題に共通すること

<p>【工場・事業所内での組織上の問題】</p> <p>○ 工場・事業所内での品質保証・検査部門の独立性の欠如</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造部門との間の人事異動 ➢ 同じ職場で仲良し・顔見知り ➢ 製造部門出身の工場長らが人事評価 ➢ 品質保証・検査部門の立場の弱さ <p>○ 品質保証・検査部門のリソース不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人手が足りない ➢ 設備投資が足りない 	<p>【対策】</p> <p>○ 人事異動パターンの見直し</p> <p>○ 事業所・社屋の分離など要検討</p> <p>○ 工場内の縦のラインだけでなく、本社品質管理部門も工場等の品質管理部門の人事評価を横から行う仕組み</p> <p>○ 品質保証・検査部門に人と金を使う</p>
<p>○ 発見の遅れ</p> <p>○ 不正の長期化</p> <p>○ 五月雨的発覚</p>	<p>○ 全社・全グループでの水平展開</p> <p>○ 新入社員の声、後任者の気付き⇒定期的な人事異動と声を拾い上げる仕組み</p> <p>○ 「隠すな」という単純素朴なメッセージのくり返し</p>

きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

II. 情報伝達・取引推奨規制の摘発事例と、インサイダー取引まがいの行為 執筆者: 上島 正道

1. 情報伝達・取引推奨規制の導入、摘発状況

平成 25 年の金融商品取引法の改正で、情報伝達・取引推奨規制が導入されました。情報伝達・取引推奨規制は、平成 24 年に発覚した、いわゆる公募増資インサイダー取引事案などを踏まえ、「情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要」、「企業の通常の業務・活動に支障が生じないように配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制」という基本的な考え方の下で立案されています。

情報伝達・取引推奨規制は、平成 26 年 4 月に施行されました。その後、情報伝達・取引推奨規制は、平成 27 年 10 月に情報伝達規制違反での勧告が行われ、課徴金納付命令が出されました。また、平成 28 年 8 月には、情報伝達規制での告発も行われ、有罪判決が出ました。取引推奨規制についても、勧告、告発が行われており、情報伝達、取引推奨行為に係る勧告、告発件数は、勧告 14 件、告発 5 件に至っています¹。

最近では、A 社の元執行役員が、B 社が A 社に対して公開買付けを行うことについての決定をした事実を知り、他人名義で A 社株を買付けるとともに、あらかじめ、同社株を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、知人に対して、同社株の買付けを勧め、さらに、同事実を伝達したとして、インサイダー取引、情報伝達、取引推奨の嫌疑で告発されるという事案がありました²。この事案は、インサイダー取引だけではなく、情報伝達と取引推奨の嫌疑でも告発されているという点で、証券市場の公正性や健全性に対する信頼を大きく損ねる事案として注目されます。

このように、情報伝達・取引推奨規制は、制度導入後の摘発も相次ぎ、実務上の関心も高いといえます。そこで、本稿では、各種セミナー等でよく質問を受ける点について、ごく簡単に紹介をしたいと思います。

2. どんな情報伝達や取引推奨規制が禁止されるか

情報伝達・取引推奨規制の内容を簡単にまとめると、上場会社等の未公表の重要事実をその職務等に関し知った会社関係者は、他人に対し、当該重要事実の公表前に上場会社等の特定有価証券等の売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的をもって、当該重要事実の伝達又は取引の推奨をしてはならないとされています(金融商品取引法 167 条の 2)。

つまり、インサイダー情報を知る会社関係者による情報伝達や取引推奨がすべて規制の対象となるわけではなく、重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる目的等が必要とされています(目的要件)。この「目的」には、「重要事実の公表前に売買等をさせる」ことも含まれます。そのため、この「目的」があり、情報伝達規制に違反した情報伝達が行われ、情報伝達を受けた被伝達者が取引をすると、当該取引は、未公表の重要事実の伝達を受けた者による売買等となり、インサイダー取引に該当します。情報伝達規制に抵触する情報伝達かどうかをシンプルに理解するためには、「インサイダー取引を行わせるための情報伝達」かどうかということがポイントとなります。

一方、取引推奨規制に違反した取引推奨が行われ、取引推奨を受けた被推奨者が取引をすると、被推奨者は、インサイダー情報そのものは知らないのに、当該取引はインサイダー取引にはなりません。にもかかわらず、なぜ、取引推奨が規制対象となるのか、どのような取引推奨が禁止されるのかという点は、よく質問を受けます。この点、他の投資家からすると、インサイダー情報

¹ 近年の摘発状況の調査には、西村あさひ法律事務所・宮崎貴大弁護士の協力を得た。

² https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20181030-3.htm

を知る者からの推奨を受け、その推奨どおりの売買等が行われれば、証券市場の公正性や健全性に対する信頼は損なわれます。また、情報伝達規制だけだと、例えば、インサイダー情報そのものだけは取替えて伝えないようにすることで、規制を逃れることが可能となってしまいます。そこで、上記のような取引推奨行為も規制対象とされています。そして、取引推奨規制に抵触する取引推奨かどうかを、情報伝達に即してシンプルに整理すると、「インサイダー取引まがいの取引を行わせるための取引推奨」かどうかということがポイントになります。

なお、前述の A 社株券に係る事案では、告発された嫌疑者自身がインサイダー取引を行っているため、当該インサイダー取引の調査を行う中で、情報伝達や取引推奨も行っていたとして合わせて告発の対象となったものと予想されます。他方、取引推奨しか行われていない場合は、被推奨者の行為はインサイダー取引ではないため、「インサイダー取引の摘発に合わせて」取引推奨が行われるとは限りません。取引推奨のみで告発に至った事案はまだありませんが、取引推奨のみでの課徴金納付命令の勧告が行われ、課徴金納付命令を行う決定が行われた事案は出てきておりますので³、インサイダー取引は存在しなくとも、規制の対象になっているという点には留意が必要です。

情報伝達・取引推奨規制の導入に即し、条文の文言に沿って社内規程を整備している会社は多々ありますが、規制の核心部分は「インサイダー取引やインサイダー取引まがいの取引を行わせるための情報伝達や取引推奨をしてはならない」とシンプルに理解し、社内研修などで周知をしていただきたいと思います。



かみじま まさみち
上島 正道

西村あさひ法律事務所 弁護士 公認不正検査士
m_kamijima@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2011-2014年、金融庁総務企画局市場課専門官。2015年、公認不正検査士登録。主な取扱分野は、危機管理・訴訟その他一般企業法務。特に、インサイダー取引規制等金融商品取引法関連の業務に従事。主な著書に、『インサイダー取引規制の実務(第2版)』(商事法務・2014)[監修]、『よくわかるインサイダー取引規制入門 Q&A』(商事法務・2016)[著]等。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

【2019年1月23日】

個人情報保護委、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)を改訂

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01_shinkyu.pdf

改正個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)は、日 EU 間における個人データ移転の枠組みが発効したことを受け、EU 域内から、充分性認定⁴により移転を受けた個人データを取り扱う場合、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照すべきとしています。

【2019年1月23日】

経産省、改訂営業秘密管理指針を改訂

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

同指針は、ビッグデータ、AI の活用に伴う営業秘密管理の実態等を踏まえ、「営業秘密」(不正競争防止法 2 条 6 項)の要件について、それぞれ、以下の解釈等を明示しています。

³ <https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190222-2.html> など。

⁴ 欧州委員会による充分性認定については、[本ニューズレター2019年1月号](#)(日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効)をご参照ください。

- ① 秘密管理性の要件⁵について
- ・ 秘密保持契約などにおいて守秘義務を明らかにする措置も、秘密管理措置に該当する。
 - ・ 外部のクラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、階層制限に基づくアクセス制御などの措置により、秘密として管理されていれば、秘密管理性は失われない。
 - ・ 複数企業で共同研究開発を実施する場合等、複数の他の企業に自社の営業秘密たる情報を開示する場合、自社の秘密管理意思を示すためには、開示先である共同研究開発に参加する複数企業等を当事者とした、秘密保持契約を締結することが有効である。
- ② 有用性の要件⁶
- ・ 過去に失敗した研究データや、製品の欠陥情報等のネガティブ・データにも、有用性が認められる。
- ③ 非公知性の要件⁷
- ・ 非公知性の要件が認められるためには、公開情報や一般に入手可能な商品等から容易に推測・分析されない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態である必要がある。
 - ・ 参考例として、非公知性の要件の有無について判断した裁判例を明記した。
 - ✓ 非公知性の要件を肯定した裁判例
リバースエンジニアリングによって技術情報を得ようとする場合、専門家により多額の費用をかけ、長時間にわたって分析することが必要であると推定されることを理由に、非公知性を肯定した裁判例(大阪地判平成 15 年 2 月 27 日)。
 - ✓ 非公知性の要件を否定した裁判例
一般的に利用可能な技術情報であって、その費用も過大ではない成分分析を用いて、市場で流通している製品に用いられている合金の種類や配合比率を調べることが容易であることを理由に、非公知性を否定した裁判例(大阪地判平成 28 年 7 月 21 日)。

【2019 年 1 月 23 日】

経産省、限定提供データに関する指針を公表

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

【概要版】

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pdoutline.pdf>

経済産業省は、2019 年 1 月 23 日、限定提供データ⁸に関する指針を公表しました。

同指針は、限定提供データの定義及び限定提供データに係る「不正競争」に該当する行為の類型を、具体例等も盛り込みつつ明示し、平成 30 年改正不正競争防止法の適用指針を示すものです。

例えば、限定提供データの不正使用及び開示における「不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的」(図利加害目的)について、本指針は、第三者開示禁止等の義務の存在が、限定提供データの提供に係る契約において明確でない場合、図利加害目的が否定されるとしています。

【2019 年 2 月 1 日】

個人情報保護委、情報漏えい時の報告方法を変更

<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/leakAction/#report>

個人情報保護委員会は、2019 年 3 月下旬を目途に、個人情報が漏えいした際又はそのおそれが発生した場合に個人情報保護

⁵ 前提として、同指針は、秘密管理性の要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要があるとしています。

⁶ 有用性の要件が認められるためには、その情報が客観的にみて、事業活動にとって有用であることが必要であるものの、企業の反社会的な行為などの公序良俗に反する内容の情報は、有用性は認められないとされています。

⁷ 非公知性の要件が認められるためには、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要であるとされています。

⁸ 限定提供データとは、いわゆるビッグデータを念頭においたものであり、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)(不正競争防止法 2 条 7 項)と定義されています。本 [ニューズレター2018 年 3 月号](#)(経産省、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」の閣議決定を公表)もご参照ください。

委員会に対して行う報告について、現在の FAX 又は郵送によって行う方法から、報告フォームに入力によって行う方法に変更する予定です。

【2019年2月4日】

警視庁、都暴力団排除条例の改正案を公表

2019年2月4日付け読売新聞夕刊等

2019年2月4日付け読売新聞夕刊によると、同改正案は、銀座、六本木、歌舞伎町などの繁華街を「暴力団排除特別強化地域」と指定し、同地域内の飲食店が暴力団員に対する「みかじめ料」を支払った場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科すとのことです。また、改正案は、現行条例と異なり、事前の勧告及び中止命令を経ることなく、行為者を逮捕することを可能とするとのことです。

警視庁は、同改正案を2019年6月開会予定の都議会に提出するとのことです。

【2019年2月7日】

政府、会社法改正案及び公益通報者保護法案の今通常国会提出見送り

2019年2月7日付け日本経済新聞朝刊

2019年2月7日付け日本経済新聞朝刊によると、政府・与党は、社外取締役の設置義務づけを中心とする会社法改正案や公益通報者保護法案について、今の通常国会での提出を見送り、臨時国会に提出する見込みとのことです。

【2019年2月15日】

総務省、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書(案)を公表し、意見募集を開始

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000058.html

総務省プラットフォームサービスに関する研究会は、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として、中間報告書(案)を公表し、2019年2月15日、パブリックコメントの募集を開始しました。

中間報告書(案)は、今後の政策対応における基本的な方向性として、例えば以下の点を挙げています。

- ① プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保
 - ・ 国外のプラットフォーム事業者が、我が国の利用者を対象として電気通信サービスと同様の、又は類似したサービスを提供する場合についても、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行う
 - ・ Cookie等、利用者の端末を識別する情報の取扱いについては、利用者の意思に反して取得・活用されることのないよう、具体的な規律の在り方を引き続き検討する
 - ・ 事業者に対し、利用者情報の適切な取扱いを図るための自主的な取組を促す
- ② トラストサービス
 - ・ データの流通過程における完全性(改ざん等がされていないか)を担保するサービス(トラストサービス)については、今後、①データの存在証明・非改ざん証明の仕組みや、②データの完全性と送受信の正当性の確認を組み合わせた仕組みについての検討が必要である

2019年1月30日付け日本経済新聞朝刊によれば、総務省は、トラストサービスについて、法務省や経済産業省とも連携し、1～2年程度で関連する法令を整理する方針とのことです。

【2019年2月18日】

独禁法改正案、今通常国会提出予定

2019年2月18日付け読売新聞朝刊等

2019年2月18日付け読売新聞朝刊によると、公正取引委員会は、課徴金制度の見直し及び事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いを内容とする独占禁止法及びその規則・指針の改正案を策定しました。

現行の課徴金制度は、課徴金を一律かつ画一的に算定・賦課するものであったことから、各行為者の行為の実態、悪質性に応じ

た課徴金を課すことができませんでした。また、課徴金減免申請についても、一律の減算率を定めていたことから、行為者が積極的に公取委の調査に協力しても、その協力度の差異を、課徴金額に反映することができませんでした。本改正案は、上記の点を踏まえ、行為者の行為態様等を踏まえた課徴金の賦課を実現するとともに、行為者が公取委の調査に協力するインセンティブを高めることを立法趣旨としています。

本改正案は、2019年3月上旬に閣議決定し、国会に提出する方針とのことです。

同改正案の概要は以下のとおりです。

1. 課徴金制度の見直しについて

(1) 課徴金の算定期間の延長

現行法： 算定期間は最長で3年。

改正案： 算定期間は最長で10年。

(2) 課徴金減免申請における減免額の変更

現行法： 減免申請順位1位は全額免除、2位は減免率50%、3位から5位は減免率30%、6位以下は0%。

改正案： 減免申請順位1位は全額免除、2位は減免率20%、3位から5位は減免率10%、6位以下は減免率5%。

2位以下は協力度合い(事業者が自主的に提出した証拠の価値)に応じて最大40%減免率が加算。

減算率は企業と公取委の協議によって設定する。公取委は、協力内容の評価方法に関するガイドラインを、改正法の施行までに整備する。

2. 事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて

公取委は、不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書を、証拠とすることなく事業者に還付する制度(いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の制度)を新設するとしています。この制度は、今後、改正独占禁止法に基づく規則及び指針において規定される予定とのことです。

【2019年2月22日】

著作権法改正案、今通常国会提出予定

2019年2月22日付け朝日新聞夕刊等

2019年2月22日付け朝日新聞夕刊等によれば、自民党文部科学部会と知的財産戦略調査会の合同会議は、2019年2月22日、違法ダウンロードの対象を拡大する著作権法改正案を了承したとのことです。

本改正案は、違法なダウンロードとなる対象を、漫画、雑誌等を含む全著作物に拡大した上で、無許可で投稿された漫画や写真、論文などを、著作権を侵害していると知りながらダウンロードする行為を違法としています。また、本改正案では、「スクリーンショット」を撮影する行為も、撮影する対象物が著作権を侵害していると知りながら行った場合には、違法となります。

ただし、刑事罰については、親告罪にとどめ、上記行為を「反復して繰り返した場合」に限り、2年以下の懲役か200万円以下の罰金またはその両方を科すこととしています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士
ke.matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。